

#### 第4部 債権総論

##### 5. 債権譲渡・債務引受

###### ■ 76-1 債権譲渡

【債権譲渡】債権の内容を変えないで債権を移転する旧債権者と新債権者の契約

\*その債権の性質上譲渡が許されない場合、当事者が譲渡禁止の特約をした場合を除き、事由に譲渡できる（466条2項）。ただし、譲渡禁止の特約も善意の第3者には対抗できない（466条2項）。

**事例** 債権者AがCに対する債権をAB間の契約でBに譲り渡す場合、AのCに対する債権が、3ヶ月後である300万円の貸金債権（3ヶ月後に300万円を返せという債権）であるとき、Aが急に200万円必要になったらCに対する300万円の貸金債権は3ヶ月経たないと回収できないので、この債権を200万円でBに譲渡することが許されるのであればAは必要な200万円を取得できる。

\*債権譲渡には債権を一個の財産として取引の客体（きゃくたい）とする作用がある。

###### ■ 77-1 債権譲渡の対抗要件（対抗するための必要条件）

指名債権は、旧債権者と新債権者の合意だけで譲渡が可能だが、債務者や債務者以外の第3者に対しては対抗要件を備える必要がある。

- 二重譲渡の対抗要件＝第2の譲受者保護 → 債務者以外の第3者に対する対抗要件
- 二重弁済の対抗要件＝債務者の保護 → 債務者に対する対抗要件

【指名債権】債権者が特定している債権で、証券を伴い流通することで債権者の変更を予定している債権とは異なる一般債権

- 対抗要件
- 対債務者＝通知または承諾
  - 対債務者以外の第3者＝通知または承諾が確定日付（かくていひづけ）のある証書によってなされること

★指名債権譲渡の対抗要件である通知は「債権譲受人（じょうじゅにん）」である新債権者ではなく「債権譲渡人」である旧債権者が行うものである！！

**事例** AのCに対する債権をAがBに譲渡し、Aがその旨をCに通知した後、同じ債権をAが今度はDに二重譲渡した場合、AのCに対する通知は、確定日付のある証書（内容証明郵便など）によるのでなければ、AB間の譲渡は債務者であるCには対抗できても第3者であるDには対抗できない。だから譲受人BとDとでは、先に確定日付のある証書によってAがCに通知した者、あるいはCから承諾を受けた者が優先する。もしBD両方で確定日付のある証書による譲渡通知がなされれば場合、債務者Cに先に到達した方が優先し、承諾の場合は確定日付の早いほうが優先する（最判昭和49年3月7日）。

**判例** 前例でBD両方で確定日付のある証書による譲渡通知が同時にCに到達した場合、BDはどちらもCに対し債権全額の弁済を請求できる（最判昭和55年1月11日）。

###### ■ 77-2 通知・承諾

<通知の場合>

AのCに対する債権をAがBに譲渡し、A（旧債権者）がC（債務者）に債権譲渡の通知をした場合、Cはその通知を受けるまでにAに対抗できた事由をもってB（新債権者）に対抗することができる。

？

<承諾の場合>

C（債務者）が異議を留めた承諾（Aに主張できたことはBにも主張するという内容の承諾）をした場合、通知と同様Aに対抗できた事由をもってBにも対抗することができる。Cが異議を留めない承諾をしたときは、Aに対抗できた事由をもってしてもBに対抗することはできない。？？

##### 5ヶ月短期攻略法

債権譲渡の対抗要件に関しては、「債権の存在（債権があるかないか）の問題」と「債権の帰属（誰が債権者か）の問題」を区別して考えること。

- (1) 債務者に対する対抗要件＝債務者が二重弁済の危険を避ける目的  
指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない（民法467条1項）。譲渡通知は、必ず「債権の譲渡人」から「譲受人」にしなければならぬ。承諾は、「債務者」から「譲渡人」または「譲受人」にすればよい。この通知または承諾は、口頭でもかまわない。
- (2) 債務者以外の第三者に対する対抗要件＝AのBに対する債権がCとDに二重に譲渡された場合  
第一の譲受人Cと第二の譲受人Dのどちらが債権者となるのかという問題。AとDがグルになって日付をさかのぼらせることのないように「確定日付」が要求される。したがって、口頭の通知または承諾は対抗要件とならない。

\*ここで混乱しそうなのは、「第一の譲受人C（確定日付のない通知あり）」にすでに弁済してしまった後に、Dに対する債権譲渡が確定日付により通知された場合、弁済によりすでに債権が存在しないので、Dの債権が復活するわけではない。まだCにもDにも弁済されていない場合、Cに「確定日付のない通知」が、Dには「確定日付のある通知」がなされた場合に、Dが唯一の債権者と認められる。

- (3) 異議をとどめない承諾＝「債権があるかないかの問題」

先例で債務者Bが第一の譲受人C（確定日付のない通知あり）にすでに弁済してしまった後に、Dに対する債権譲渡が行われた場合、債務者Bが「異議をとどめないで承諾」したときには、消滅した債権が復活しBはDに対しても弁済しなければならない。

\*「異議をとどめない承諾」は、消滅した債権を復活させる効力を持つ。債務者が異議をとどめないで承諾をしたとき

は、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない(468条1項前段)。

\*この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人Aに払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人Aに対して負担した債務があるときは、これを成立しないものとみなすことができる(468条1項後段)。

\*なお、「異議をとどめない承諾」に一定の効力を認めるのは、取引の安全を考慮するためだから、悪意者に対しては、債権の消滅等を対抗できる。

**事例** AがBに対する債権をCに譲渡し、その譲渡について確定日付のある通知がなされた場合、その後同一の債権がDに譲渡され、債務者Bが「異議をとどめない承諾」をしたとき、債権帰属の問題は通知または承諾によってきまるので、確定日付のある通知のあるCが優先され、DはBに弁済を請求できない。

### ■ 77-3 証券的債権

指名債権についての規定は証券的債権には当てはまらない。

【証券的債権】手形、小切手、商品券といった証券化された債権

\*証券的債権は証券の裏書・交付が対抗要件となる(469条～473条)。

\*証券的債権に関しては手形法、小切手法、商法が適用されるので、民法の規定が適用されることはあまりない。

### ■ 78-1 債務引受

{ 債権譲渡=債権の移転  
債務引受=債務の移転

【債務引受】債務の同一性を維持しながら引受人に債務を移転させる契約

\*債務引受に関しては民法に規定はない。

債務引受 { 免責的債務引受=債務者が債務を免れ引受人だけが新たな債務者になる  
併存的債務引受=引受人と旧債務者の両者ともが債務者になる

### ■ 78-2 債務引受契約

債務引受契約は「債権者」「債務者」「引受人」の三者、「債権者」と「引受人」または「債務者」と「引受人」の二者による契約で成立。

\*「債権者」「引受人」の二者では

{ 免責的債務引受=債務者の意思に反しないこと  
併存的債務引受=債務者の意思に反してもかまわない

\*「債務者」「引受人」の二者では

{ 免責的債務引受=債権者の承諾が必要  
併存的債務引受=債権者の利益を享受する意思表示が筆量

### ■ 78-3 債務引受の内容

債務が同一性を維持しながら引受人へ移転し、同時に従たる権利(担保物権)も一緒に移転するのが原則。

\*免責的債務引受の場合は保証債務は第三者の設定した担保物権はその保証人や第三者の承諾がなければ移転しない(最判昭和37年7月20日)。

### ■ 78-4 履行引受

【履行引受】引受人が債務者との間の契約で、その債務の履行を約束すること

\*この場合、引受人は債権者に対して債務を負うわけではない。